

消費料金未納訴訟最終通知 (Notice of unpaid litigation)

件名: 12345

本日現在、貴殿が利用された消費サービスの料金が未納状態にあり、
倒取引における債務不履行が発生しております。消費料金未納による遅延状態が長期間継続しているため、契約会社「株式会社DMMソリューションズ」より、民事訴訟による訴状が提出となりました。

貴殿の長期遅延が要因となり、契約会社の運営に一部支障を来たして
おりますので、このままご対応を頂けない場合には、損害賠償訴訟へ発展する可能性があります。

裁判所名:

指定裁判所より、貴殿へ訴状が届きましたら「口頭亦抽選日呼出状」
へ記載されております日時に裁判所へ出廷されませんと、原告となる契
約会社の請求が認められ、執行官立会いの下、貴殿の債務に対する強制
執行（動産、不動産、給与等無し押さえ）となります。

相手方:

この度、契約会社より、消費料金未納訴訟最終通知として、貴殿との
和解に関するご提案がございます。

消費状況の記録ではサービスご利用開始以降の利用記録がございません
ので、万が一にも誤りによる契約や、第三者による不正操作などがござ
いましたら、この度、救済措置として和解手続による訴訟差し止めを行
います。

最終通知となる現段階にて和解手続をご希望される場合は、右記を
参照頂き、当該「消費生活保護管理機構」まで迅速ご連絡をお願い致し
ます。ご連絡が無い場合は、和解手続は無効となりますのでご注意ください。

訴訟コード	(み)457891-11号
ご請求コード	
ご利用サービス	http://master-fx.of
ご請求金額	下記までお問い合わせください。
当社管理コード	WY 82 F 56 S 4 K

民事救済和解相談窓口 03-

お客様担当者/担当主任: 高橋 俊一 担当補佐: 野田 幸子
営業時間/10:00~18:00 定休日/土曜日・日曜日・祝祭日

お問い合わせありがとうございました。いかなる事情がありましても、救援機関の一
環であらゆる手続を一切お受け出来なくなります。本通話録をお受け
取りになられた時点でおやからお問い合わせ下さい。また、営業時間
外は専門医がおりますので、手めて相談下さい。

一般社団法人 消費生活保護管理機構

東京都渋谷区虎ノ門2-6-4 虎ノ門ヒルズ



【ご注意】

当機構は事業者及び消費者の権利義務、及び権利を保護する非営利組織
となります。当機構はあくまでも平等な立場となり、救済保護を目的と
した活動機関となりますので、当機構より直接的な金銭の要求や訴訟は
行っておりません。※当機構を名乗る怪しい団体にはご注意下さい。